

1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

【資料7】

- 児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図る
(①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備 ②児童発達支援センターの機能・運営の強化)

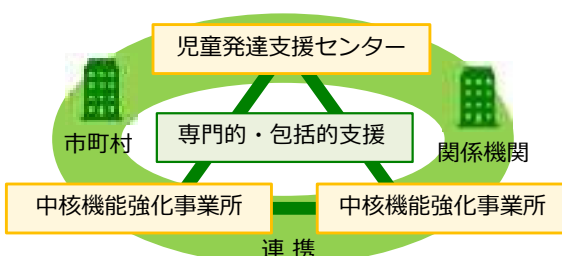
①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

- **児童発達支援センターの基準・基本報酬**について、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化
 - ・ 一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を基本に設定
 - ・ 児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、旧医療型で求めている医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める
 - ・ 3年（令和9年3月31日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準に基づく人員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定

②児童発達支援センターの機能・運営の強化

- 専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能（※）を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価（**中核機能強化加算**）
(※) ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
③地域のインクルージョンの中核機能
④地域の発達支援に関する入口としての相談機能
- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に評価（**中核機能強化事業所加算**）

児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備・強化



【体制の例】

- ・ 1（又は複数）の児童発達支援センターが中核拠点型として機能を発揮
- ・ それぞれ専門性や強みを持つ児童発達支援センターと地域の事業所が連携して機能を発揮
- ・ センターが未設置の場合等に、地域の中核となる1の事業所が機能を発揮
- ・ それぞれ専門性や強みを持つ地域の複数の事業所が連携して機能を発揮

児童発達支援センター（中核拠点型）

新設《中核機能強化加算》22～155単位/日

※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

体制・
取組
要件

(I) イ+ロ+ハ全てに適合
55～155単位/日

ハ 多職種連携による専門的な支援体制・取組
(保育士・児童指導員、PT、OT、ST、心理、看護等)

(II) イ+ロ
44～124単位/日

ロ 障害児支援の専門人材の配置・取組（障害特性を踏まえた専門的支援・チーム支援、人材育成等）

(III) イ又はロ
22～62単位/日

イ 地域支援や支援のコーディネートの専門人材の配置・取組（関係機関連携・インクルージョンの推進等）

基本
要件

●地域における中核機関としての体制・取組

・ 市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応する体制、インクルージョン推進体制、相談支援体制等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス（中核機能強化事業所）

新設《中核機能強化事業所加算》75～187単位/日

※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

1. （2）児童発達支援センターの機能・運営の強化

①中核機能強化加算【新設】〔児童発達支援センター〕

- 児童発達支援センターの中核機能の発揮を促進する観点から、専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能（※）を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担うセンターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価を行う。
- （※）①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョンの中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】	
中核機能強化加算【新設】	※単位数は利用定員区分ごとに設定
中核機能強化加算（Ⅰ）	5 5 単位～1 5 5 単位／日
中核機能強化加算（Ⅱ）	4 4 単位～1 2 4 単位／日
中核機能強化加算（Ⅲ）	2 2 単位～ 6 2 単位／日

ポイント

要・都道府県への基準適合の届出（※市町村が加算対象事業所のリストを作成し都道府県に提出。リスト掲載事業所から都道府県に届出）

- 本加算は、こどもと家族に対する支援の充実とあわせて、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定するもの
- 【主要要件】
- ＜加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）共通の基本要件＞
- ① 所在する市町村により中核的な役割を果たす児童発達支援センターとして位置付けられていること
 - ② 市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること（市町村との定期的な情報共有、地域の協議会への参画等）
 - ③ 幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援・家族支援の提供体制を確保していること
 - ④ 地域の障害児通所支援事業所との連携体制を確保していること（定期的な情報共有、研修会の開催、助言援助等の実施等）
 - ⑤ インクルージョンの推進体制を確保していること（保育所等訪問支援の実施、地域の保育所等への助言援助等の実施等）
 - ⑥ 入口としての相談機能を果たす体制を確保していること（障害児相談支援の実施、早期の相談支援の提供等）
 - ⑦ 地域の障害児支援体制の状況、上記の体制確保に関する取組の実施状況を1年に1回以上公表していること
 - ⑧ 自己評価の項目について、外部の者による評価（自治体、当事者団体、地域の事業所等の同席や第三者評価等）を概ね1年に1回以上受けていること
 - ⑨ 従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従い、1年に1回以上研修を実施していること
- ＜各加算の要件＞ ※加算（Ⅰ）イロハ全てに適合 加算（Ⅱ）イ・ロに適合 加算（Ⅲ）イ又はロのいずれかに適合
- イ 主として包括的な支援の推進と地域支援を行う専門人材として、常勤専任で1以上加配（ハの資格者等で、資格取得・任用後、障害児通所支援等業務に5年以上従事した者に限る）
- ロ 主として専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる専門人材として、常勤専任で1以上加配（同上）
- ハ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士（※1）、児童指導員（※1）の全ての職種を配置（※2）し、連携して支援を行っていること
- （※1）障害児通所支援又は入所支援の業務に3年以上従事した者に限る （※2）基準人員等でも可。2職種までは常勤・常勤換算ではない配置によることも可
- イ・ハにより加配した専門人材（中核機能強化職員）について、支援を提供する時間帯は事業所で支援に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で、地域支援にあたることを可とする（ただし、保育所等訪問支援の訪問支援員との兼務は不可）

【参照法令等】

報酬告示：第1の注7 基準告示（270）1

1. (2) 児童発達支援センターの機能・運営の強化

② 中核機能強化事業所加算【新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に、評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

中核機能強化事業所加算【新設】 75単位～187単位／日 ※単位数は利用定員区分ごとに設定
(主として重症心身障害児を通わせる事業所 125単位～374単位／日)

※市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

ポイント

要・都道府県への基準適合の届出（※市町村が加算対象事業所のリストを作成し都道府県に提出。対象リスト掲載事業所から都道府県に届出）

- 本加算は、こどもと家族に対する支援の充実とあわせて、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、市町村が地域の障害児支援の中核的役割を担うと位置付ける指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定するもの

【主要要件】

- ①所在する市町村により中核的な役割を果たす事業所として位置付けられていること
- ②市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること（市町村との定期的な情報共有、地域の協議会への参画等）
- ③専門的な発達支援・家族支援の提供体制を確保していること
- ④地域の障害児通所支援事業所との連携、インクルージョンの推進、早期の相談支援等の中核的な役割を果たす機能を有していること
- ⑤地域の障害児支援体制の状況、上記の体制確保等に関する取組の実施状況を1年に1回以上公表していること
- ⑥自己評価の項目について、外部の者による評価（自治体、当事者団体、地域の事業所等の同席や第三者評価等）を概ね1年に1回以上受けていること
- ⑦主として上記の体制の確保等に関する取組を実施する専門人材として、常勤専任で1以上加配
(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員で、資格取得・任用後、障害児通所支援等業務に5年以上従事した者に限る)

- ⑦により加配した専門人材（中核機能強化職員）について、支援を提供する時間帯は事業所で支援に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で地域支援にあたることを可とする（ただし、保育所等訪問支援の訪問支援員との兼務は不可）

【参照法令等】

報酬告示：第1の注7の2（児発）、第3の6の5（放デイ）
基準告示（270）1の2（児発）、6の2（放デイ）

⑧業務継続計画未策定減算【新設】〔全サービス〕※児者共通

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

単位数（新旧）

【現行】
なし

➡

【改定後】

業務継続計画未策定減算【新設】

以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※令和 7 年 3 月 31 日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。ただし、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和 7 年 3 月 31 日までの間、減算を適用しない。

（減算単位）所定単位数の 3 %を減算（対象サービス：障害児入所施設）
所定単位数の 1 %を減算（対象サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援）

ポイント

- 本減算は、運営基準で求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、基本報酬を減算するもの
- 複数の減算事由に該当する場合であっても、減算率は所定のものとする
- 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、令和 7 年 3 月 31 日までの間は減算は適用されない。また、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設については、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の両方の策定を行っている場合には、令和 7 年 3 月 31 日までの間は減算は適用されない

【参照法令等】
報酬告示（通所）：別表第 1 の 1 の注 6（児発）、別表第 3 の 1 の注 6 の 3（放デイ）、別表第 4 の 1 の注 7（居宅訪問型児発）、別表第 5 の 1 の注 5 の 2（保育所等訪問）等
報酬告示（入所）：別表第 1 の 1 の注 3 の 3（福祉型）、別表第 2 の 1 の注 3 の 3（医療型）